

訴 状

平成30年7月24日

東京地方裁判所 御中

原告訴訟代理人

弁護士 鈴木武志

同 浅田哲

同 笠松未季

当事者の表示 別紙当事者目録記載のとおり

不当利得返還請求事件

訴訟物の価額 金2596万5467円

貼用印紙額 金9万800円

第1 請求の趣旨

- 1 被告は、原告に対し、金2596万5467円及びこれに対する訴状送達の日の翌日から支払済みに至るまで年6分の割合による金員を支払え。
- 2 訴訟費用は被告の負担とする。
との判決並びに仮執行宣言を求める。

第2 請求の原因

1 (当事者)

原告は、平成24年7月10日から平成28年9月21日まで~~被告が発行する~~、~~産経新聞~~販売所及び同新聞~~の~~販売所を経営し、毎日新聞のほか被告が発行する産経新聞その他の刊行物の販売・配達を行っていた者である。

被告は、日刊新聞紙その他刊行物の発行等を業とする新聞社である。

2 (販売契約の締結)

原告は平成24年12月28日、被告との間で、前項の販売店において、被告が発行する産経新聞、サンケイスポーツ等の刊行物を、千葉県市川市内及び船橋市内の所定の特定区域において販売する旨の本件販売契約を締結した(甲1)。ただし、実際の配達業務は、同年7月10日に原告と訴外株式会社毎日新聞社との間での販売契約が成立した時から行っていた(甲2、3)。

本件販売契約は、同契約17条の自動更新条項により、平成27年12月28日から更新された(甲1)。

3 (販売店の引継ぎ)

原告は上記訴外毎日新聞社との間の販売契約と同日、被告担当員立会いの下、販売店の前経営者から配達先等の引継ぎを受けた。これによると、被告及びその関係会社の新聞、刊行物は、2店舗合計で、産経新聞朝刊が487部、サンケイスポーツが104部などとなっていた(甲4、5)。

4 (新聞の過剰供給と未払金の発生)

前項の引継ぎを受け、新聞その他の刊行物は、原告が具体的な注文を出すことなく、被告から届けられるようになった。しかし、本紙と呼ばれる産経新聞については、毎回必要部数の優に450部を超える部数が届けられた。またサンケイスポーツについても、必要部数を50部程度超える部数が毎回届けられた(甲6、7 これらについては後に6項で詳述する)。

そこで、原告は、余分な購入代金を支払わないで済むように、被告に対して供給部数を減らすことを求めた。原告の度重なる要請により、被告は本紙産経新聞について平成25年1月分からようやく50部だけ減紙に応じたが、同年4月分と10月分は増紙することを交換条件とされた（甲6）。しかし、50部程度の減紙では原告の負担を減らすには足りないものであった。そればかりか、本紙の減紙に連動するように、サンケイスポーツのほうは原告の依頼のないまま30又は22部の増紙となっていた（甲6）。その後も原告は毎月のように供給部数を減らすことを求めたが、被告は、全く聽きいれなかった。

ところで原告は、同時期、訴外毎日新聞社との間でも過剰供給に苦しめられており、同社との間では業務開始間もなくの頃から未払金が発生し、販売契約解除の圧力にさらされ続けてきていた。そして、平成27年8月、とうとう訴外毎日新聞社から不当に販売契約を解除されるに至った（なお、この件に関してはその後原告と訴外毎日新聞社の間で和解が成立している）。

その影響もあり、原告は、平成27年9月度には被告に対して136万円ほどの未払金を生じさせることになった。そこで、原告は、その後も減紙の申し入れを続け、やがて販売店の業務を他店に委託して未払金は分割で返済することについて被告と協議を開始したが（甲8ないし10）、被告はその間も原告の減紙の要請に応じない一方で（甲11）、未払金の支払を強く求め続けた。

そして、平成28年4月14日、被告は、上記業務の他店への委託及び未払金に関する協議が継続中であるにもかかわらず、平成27年8月1日から同年10月³¹日までの産経新聞の売掛代金にかかる327万2429円の原告の未入金について、原告の連帯保証人（原告の叔父）の土地の仮差押え手続をとった。その結果、平成28年5月23日、同人はやむなく原告に代わってこれを支払った。

しかし、その後も100万円を超える未入金が続き、同年7月10日時点の繰越未入金額は117万5137円になった（甲6の65）。

5 (販売契約の終了)

その後上記業務の他店への委託及び未払金に関する協議が整わないまま、原告と被告は平成28年9月21日、合意により本件販売契約を終了し、原告は購読者等を次の販売店経営者である[]及び[]に引き継いだ（甲12ないし14）。

6 (販売契約の一部無効と不当利得)

(1) 「押し紙」について

本件で被告が原告に対して行ったように、新聞社が部数の水増しのため、新聞社に対して圧倒的劣位にある新聞販売店に対し、実際に配達されている部数を超えて新聞を押し付け、その新聞原価を支払わせることを「押し紙」という。新聞業界の長年にわたる悪しき慣行となってきたものであり、独占禁止法で禁止されている現在もなお、厳然と存在しているものである（甲15、16）。

そもそも、新聞販売店は小資本の個人商店が多く、経済力や資本力において新聞社と圧倒的な格差があるばかりか、新聞販売店は専ら新聞社から供給される新聞を中心として扱い、新聞の供給がなければ経営が成り立たず、さらには、新聞社から指定された区域内でしか販売ができない。このように、新聞発行本社と販売店の取引においては、前者が後者に対し優越的な地位にあることは基本的に明らかであるとされている（甲17）。

そして、新聞社間の激しい販売競争に巻き込まれるようにして、新聞販売店は、新聞社の優越的地位を利用した押し紙のような不当行為にさらされるのである（甲18）。

このような押し紙について、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（独占禁止法）は、不公正な取引方法にあたるとして禁止している（2条9項5号、19条）。すなわち、同法を受けた平成11年7月21日公正取引委員会告示第9号（新聞業特殊指定3項）において、「発行業者が、販売業

者に対し、正当かつ合理的な理由がないのに、次の各号のいずれかに該当する行為をすることにより、販売業者に不利益を与えること。一 販売業者が注文した部数を超えて新聞を供給すること（販売業者からの減紙の申出に応じない方法による場合を含む。）二 販売業者に自己の指示する部数を注文させ、当該部数の新聞を供給すること。」と定め、これに該当する押し紙を禁止しているのである。

(2) 被告による本件押し紙なし過剰供給

上記のように、原告と被告との間で販売契約が締結されると、具体的な注文もしないのに、被告からは本紙について必要数を450部以上、サンケイスポーツについては50部以上上回る部数を供給してきた。その後も、一部減紙に応じることはあるが、原告の要求どおりでなかつたり（甲6、7、11）、たとえ一部でもいったん減紙に応じたと思ったら、原告の了解のないまま増紙したりしてきた（本紙について平成25年4月、同年10月、平成26年4月、同年10月、平成27年1月、同年4月、同年6月など。サンケイスポーツについて平成25年1月、平成27年9月 甲6）。これらの行為は、前記新聞業特殊指定3項にあたる押し紙である。

このように被告の背信性は極めて高いと言わざるを得ない。

こうして、本紙朝刊について、原告が購読者に対して実際に販売した実売部数と被告から原告の元に届けられる供給部数をまとめると別紙産経新聞一覧表のとおりとなる（実配部数は甲7の「産」の部数、供給部数は甲6の「産経新聞朝刊」の部数である。なお、原告の手元に請求書がない平成24年7月及び同年9月から同年12月分は、同年8月と同じ部数であると推定した）。

また、サンケイスポーツの実配部数と供給部数は別紙サンケイスポーツ一覧表のとおりとなる（実配部数は甲7の「サス」の部数、供給部数は甲6の「サンケイスポーツ」の部数である。なお、原告の手元に請求書がない平成24年7月及び同年9月から同年12月分は、同年8月と同じ部数であると

推定した)。

この点、新聞には汚損や誤配に備えた予備紙と呼ばれるものがあり、一般的には実配部数の2%程度であるといわれている。

そうすると、本件で本紙朝刊の実配部数の合計は2万2412部であったのであるから、予備紙を加えた本紙朝刊の適正部数は1.02倍の2万2860部である。これに対し、現実に供給された部数は合計で3万3712部であるから、適正部数との差すなわち押し紙に相当するのは1万852部にのぼる。

他方、サンケイスポーツの実配部数の合計は4620部であったのであるから、予備紙を加えた本紙朝刊の適正部数は1.02倍の4712部である。これに対し、現実に供給された部数は合計で7350部であるから、適正部数との差すなわち押し紙に相当するのは2638部にのぼる。

(3) 公序良俗違反・不当利得

上記のとおり、押し紙は独占禁止法に違反するものである。被告は、これを上記のとおり確信的意図的に行ってきていた。それが原告の営業の自由や財産権を侵すことも認識していた。

このような適正な部数を超える押し紙にあたる部分の売買契約は公序良俗に反して無効である。

すると、上記のように本件で本紙のうち押し紙にあたるのは全体で1万852部であるところ、そのうち5%の消費税が課されていた平成26年3月分までは実配部数9913部に対して供給部数は1万7678部で2%の予備紙が198部であるから、押紙にあたるのは7567部である。被告は、これに一部あたりの原価1772円(甲6の1ないし32 本紙の単価)をかけた1340万8724円を原告の損失において不当に利得していることになる。8%の消費税が課されていた残りの平成26年4月分についても、実配部数1万2499部に対して供給部数は1万6034部で2%の予

備紙が250部であるから、押紙にあたるのは3285部である。被告は、これに一部あたりの原価1823円（甲6の33ないし65 本紙の単価）をかけた598万8555円を原告の損失において不当に利得していることになる。

次にサンケイスポーツについては、上記のように本件で押し紙にあたるのは2638部であるが、そのうち5%の消費税が課されていた平成26年3月分までは実配部数2107部に対して供給部数は3371部で2%の予備紙が42部であるから、押紙にあたるのは1222部である。被告は、これに一部あたりの原価1988円（甲6の1ないし32 サンケイスポーツの単価）をかけた242万9336円を原告の損失において不当に利得していることになる。8%の消費税が課されていた残りの平成26年4月分については、実配部数2513部に対して供給部数は3979部で2%の予備紙が51部であるから、押紙にあたるのは1415部である。被告は、これに一部あたりの原価2044円（甲6の33ないし65 サンケイスポーツの単価）をかけた289万2260円を原告の損失において不当に利得していることになる。

以上、産経新聞とサンケイスポーツを合わせた被告の不当利得は、2471万8875円である。

7 (代償金)

ところで、新聞販売店の経営者が交代する場合、購読者等の引継ぎがなされるにあたって、その対価として代償金が支払われる慣行がある。

原告が第3項の引継ぎを受けた際も、原告は前経営者に対し、180万2280円の代償金を支払った（甲4、5）。

他方、第5項の引継ぎにあたっても、原告は前記[]から105万2260円の代償金、前記[]から19万4332円の代償金を、それぞれ支払ってもらえるところであった（甲12ないし14）。

ところが、被告は、この合計124万6592円の原告の代償金請求権につき、契約書第15条（甲1）に基づいて譲渡担保に差し入れられたものとして、上記原告の未払金の回収に充ててしまった。

しかし、上述のとおり、被告に2471万8875円の不当利得が発生する状況で原告の未払金が発生する余地はない。

すなわち、被告は上記回収分124万6592円を原告の損失において不當に利得しているものである。

8 (まとめ)

よって、原告は、押紙による不当利得2471万8875円及び代償金にかかる不当利得124万6592円の合計2596万5467円並びにこれに対する商法所定の利息を付してその返還を求める。

以 上

証 挑 方 法

1	甲第1号証	契約書
2	甲第2号証	産経新聞販売所開設承認申請書及び承認書 [REDACTED]
3	甲第3号証	産経新聞販売所開設承認申請書及び承認書 [REDACTED]
4	甲第4号証	引継書 [REDACTED]
5	甲第5号証	引継書 [REDACTED]
6	甲第6号証の1ないし65	請求書 [REDACTED]
7	甲第7号証の1ないし9	準間売上表
8	甲第8号証	連絡書及び添付契約書案